

環自総発第 2105251 号
令和 3 年 5 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～」の策定について（通知）

令和元年 6 月 19 日に公布された、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 21 条第 1 項（同第 24 条の 4 第 1 項の規定において準用する場合を含む）の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号）等が施行されるに当たり、その円滑かつ適正な運用を図るため、下記のとおり飼養管理基準の解釈と運用指針を策定したので通知する。動物取扱業者の指導監督に当たって参照いただき、特に不適切な飼養及び保管を行っている事業者に対しては厳格な対応を図られるようお願いする。

また、事業者に対する勧告、命令、取消処分等の対応の円滑な実施を支援するため、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に相談窓口を設置し、相談内容への助言や各地方公共団体への必要な情報共有等を図っていくこととしたので、併せて御了知ありたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

掲載ホームページ：

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html